

第66回 税理士試験 法人税法

Z-66-D [第一問] 解 答

問1A社の税務上の処理についての法的な理由・考え方

(1)

益金の額は「内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係るその事業年度の収益の額とする。」と規定され、損金の額は「内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次の額とする。」として(1) その事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額(2)(1)のほか、その事業年度の販売費、一般管理費その他の費用(償却費以外の費用でその事業年度終了日までに債務の確定しないものを除く。)の額(3) その事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの」と規定されている。

1 発行時に会員から受け取る代金及び追加チャージ代金については、それぞれ、原則として、発行時及びチャージ時に会員からの確定した収入として、収益計上すべきである。ただし、税務署長の確認を受けている場合には、商品の引渡し等に応じて収益計上も認められる。

- 2 未利用残高については、利用権利等が消滅する発行後5年経過時に収益計上すべきである。
- 3 加盟店からの手数料収入については、会員が決済するまで確定しないことから、決済時で収益計上すべきであ り、会員から受け取った時点で収益計上すべきではない。

予想配点

益金の額の意義 5

損金の額の意義 5

1 発行時に会員から受け取る代金及び追加チャージ代金の収益計上時期 2

ただし書き 1

見積原価の計上

2

- 2 未利用残高の収益計上時期 2
- 3 手数料収入の計上時期 3

(計20点)



問 2

(1)1 テレビCM費用の処理(仕訳 5)

借为	;	貸力	ī
項目	金額	項目	金額
前 払 金	8,000,000	現金預金	8,000,000

(法的な理由・考え方)

広告宣伝費 <u>については、当期末までに具体的な給付原因が発生していないため、債務が確定しておらず、当期</u>
の損金の額に算入することはできない。 5
また、一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち事業年度終了時において、
まだ提供を受けていない役務に対応するもの(前払費用)について、支払日から1年以内に役務を受けるものに
ついては、支払日の属する事業年度の損金の額に算入する短期前払費用の取扱いがあるが、広告料は継続的に役務
の提供を受けるものに該当しないため、短期前払費用の取扱いは認められない。

(1)2 見本品の製作費用の処理(仕訳 5)

借力	î	貸力	ī
項目	金額	項目	金額
繰 延 資 産	3, 000, 000	見 本 品	4, 000, 000
現金預金	1,000,000		
繰延資産償却費	50,000	繰 延 資 産	50, 000

(法的な理由・考え方)

法人が支出する費用のうち支出の効果が1年以上に及ぶものは繰延資産となる。
譲渡した見本品は、広告宣伝用資産を贈与した費用に該当し、繰延資産となる。 3
また、広告宣伝用資産を著しく低い対価で譲渡した場合には、その資産の取得価額からその譲渡価額を控除した
金額相当額が繰延資産の額となる。 2
事業年度終了時の繰延資産につきその償却費として損金の額に算入する金額は損金経理した金額のうち、償却
限度額に達するまでの金額となる。



(2) 保険料の処理(仕訳 5)

借力	Ţ	貸力	î
項目	金額	項目	金額
保 険 料	200, 000	現金預金	200,000

(法的な理由・考え方)

損害保険契約は、その契約を締結しただけでは債務は確定したものといえず、保険期間の経過に伴って債務が
確定するものである。 3
いわゆる短期前払費用の取扱いは、その事業年度に支出した費用のうちまだ役務の提供を受けていない部分の
取扱いであり、その事業年度に支出していない費用のうち、まだ役務の提供を受けていない部分の損金計上を
認めるものではない。
したがって、保 <u>険料の全額を契約日の属する事業年度において損金の額に算入することはできず、当期において</u> 、
支出した保険料のみ債務が確定したものとして損金の額に算入することになる。 2



Z ─66─D 〔第二問〕 解 答

(問1)

		総額			
	区 分		①		計算欄
	当期利益又は当期欠損金の額	1	154, 209, 000 円		
	損金経理をした法人税及び地方法				
	人税 (附帯税を除く。)	2	3	8,000,000	
	損金経理をした道府県民税(利子 割額を除く。)及び市町村民税	3	3	2, 450, 000	650,000+1,800,000=2,450,000円
	損金経理をした道府県民税利子割額	4			
	損金経理をした納税充当金	5	3	28, 000, 000	
加	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	6			
	減価償却の償却超過額				1.食品加工用機械
	(食品加工用機械)		1	2, 354, 167	(1) 償却限度
	(冷暖房設備・資本的支出)		3	37, 766, 667	$(3,000,000+2,500,000) \times 0.500 = 2,750,000 \ \square$
					\geq (3,000,000+2,500,000) \times 0.12499=687,445 \bowtie
算					∴ 2,750,000× $\frac{7}{12}$ =1,604,166 円
					(2) 償却超過
					$(5,000,000\times0.500\times\frac{7}{12}+2,500,000)-(1)=2,354,167\ \Box$
					2. 冷暖房設備(資本的支出)
		7			(1) 償却限度
					40,000,000×0.067× $\frac{10}{12}$ =2,233,333 円
					(2) 償却超過
					40,000,000-2,233,333=37,766,667 円

(計13点)



	役員給与の損金不算入額				900,000× (1-70%) =270,000円
		8	3	270,000	
			_ _		
	交際費等の損金不算入額				
	A STANDA STANDA				
		9			
	個別貸倒引当金繰入超過額		3	4, 800, 000	個別貸倒引当金
		10			期末までに発生事由が生じていないため、計上不可
加					7,700,000-2,900,000=4,800,000円
	一括貸倒引当金繰入超過額		3	440, 000	一括貸倒引当金
			1	•	(1) 期末一括評価金銭債権
					38,500,000+124,000,000+150,000,000
					=312,500,000円
Anglan			·		(2) 実質的に債権とみられない金額
算					15,000,000円>5,000,000円
					(3) 繰入限度 ((1)—(2))×8/1,000=2,460,000円 (4) 繰入超過 2,900,000-(3)=440,000円
	先 物 利 益 計 上 も れ		2	3, 200, 000	
	小計	11		87, 280, 834	
	がが、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	11		01, 400, 004	
減					
		12			
441.					
算					

(計11点)

Copyright© Link Academy Inc. All rights reserved

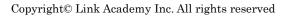
opyr	nght© Link Academy Inc. All righ	its re	eservea		資格スクール 大栄
	納税充当金から支出した事業税 等の金額	13	3	5, 000, 000	
減	受取配当等の益金不算入額	14	3	1, 125, 240	(1) 配当等の額 ① 完全子法人株式等 900,000 円 ② 関連法人株式等 157,500 円 ③ 非支配目的株式等 480,000 円 (2) 控除負債利子 ① 当期支払利子 3,260,100+132,450=3,392,550 円 ② 控除負債利子 ① × 12,600,000+12,600,000
	外国子会社から受ける剰余金の配 当等の益金不算入額	15			
算	受贈益の益金不算入額	16			
	適格現物分配に係る益金不算入額	17			
	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18			
	所得税額等及び欠損金の繰戻しに よる還付金額	19			
	仮 払 税 金 認 容	20	3	13, 450, 000	8,000,000+650,000+1,800,000+3,000,000 =13,450,000円

(計9点)



оруг	nght© Link Academy Inc. All rigi	nts re	servea	資格スクール 大栄
減	譲渡損益調整勘定繰入額 売買目的外有価証券評価損 計上もれ		3 250,000,000 2 3,000,000	C 社への土地譲渡(譲渡損益調整資産) (1) 判 定 150,000,000円≧10,000,000円 ∴ 該 当 (2) 繰 入 (譲渡益) 400,000,000-150,000,000=250,000,000円
算				
	小 計 仮 計	21	272, 575, 240 \triangle 31, 085, 406	
	連者等に係る支払負債利子等の損金 算入額	23		
超	過利子額の損金算入額 仮計	24 25	△	
寄	附金の損金不算入額	26	250, 556, 784	完全 $250,000,000$ 3 その他 $2,000,000$ $(100,000,000 \times \frac{12}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + (△31,085,406+252,000,000) \times \frac{2.5}{100} \times \frac{1}{4})$ = $250,556,784$ 円
法。	人税額から控除される所得税額	29	3 313, 958	183,780+32,162+98,016=313,958 円
税图	頂控除の対象となる外国法人税の額	30		
	合 計	33	219, 785, 336	

(計11点)





契約者配当の益金算入額	34		
非適格合併又は残余財産の全部分配等			
による移転資産等の譲渡利益額又は譲	36		
渡損失額			
差 引 計	37	219, 785, 336	
欠損金又は災害損失金の当期控除額	38		
総計	39	219, 785, 336	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の	40		
特別控除額	40		
残余財産の確定の日の属する事業年度	16		
に係る事業税の損金算入額	46		
所得金額又は欠損金額	47	219, 785, 336	完了 1

(問2) C社の当期末における土地の帳簿価額

譲渡益と受贈益を圧縮する処理は認められない。		
	5	400,000,000円
		(3) 0 4

(計6点)

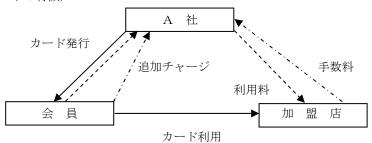
[解説等]

[第一問]

本年度は、2問の出題で、いずれも主に基本通達からの事例形式による出題であり、実務傾向の強いものであり、 難易度は高い。

問1 チャージ式プリペイドカードの取扱い

【資料1】(カードの特徴)



カードの有効期限 5年

未利用残高: 払戻不可 カード残高: 換金不可

【資料2】(A社からの質問)要旨

- 1. カード代金及び追加チャージ代金の**収益計上時期** 発行時又はチャージ時に収益計上すべき場合の見積原価の適否
- 2. 未利用残高の収益計上時期
- 3. 手数料の収益計上時期
- (1) 「質問に対して、<u>益金の額及び損金の額の意義を明らかにした上で</u>、<u>A社が行うべき税務処理についての法的</u>な理由・考え方を簡潔に答えなさい。」

答案用紙の行数が16行しかなく、コンパクトに書く必要があった。

模範解答の根拠

益金の額(法22②)

損金の額(法22③)

商品引換券等の発行に係る収益の帰属の時期(基通2-1-39)(アンダーラインは引用者)

「法人が商品の引渡し又は役務の提供(以下「商品の引渡し等」)を約した証券等(以下「商品引換券等」)を発行するとともにその対価を受領した場合における当該対価の額は、<u>その商品引換券等を発行した日の属する事業年度の益金の額に算入する。</u>

ただし、法人が、商品引換券等(その発行に係る事業年度ごとに区分して管理するものに限る。)の発行に係る対価の額をその商品の引渡し等(商品引換券等に係る商品の引渡し等を他の者が行うこととなっている場合における当該商品引換券等と引換えにする金銭の支払を含む。)に応じてその商品の引渡し等のあった日の属する事業年度の収益に計上し、その発行に係る事業年度終了の日の翌日から3年を経過した日(同日前に有効期限が到来するものについては、その有効期限の翌日とする。)の属する事業年度終了の時において商品の引渡し等を了していない商品引換券等に係る対価の額を当該事業年度の収益に計上することにつきあらかじめ所轄税務署長(国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局長)の確認を受けるとともに、その確認を受けたところにより継続して収益計上を行っている場合には、この限りでない。

商品引換券等を発行した場合の引換費用(基通2-2-11)〔抄〕

法人が商品引換券等を発行するとともにその対価を受領した場合(その収益計上につき2-1-39のただし書の適用を受ける場合を除く。)において、その発行に係る事業年度以後の各事業年度終了の時において商品の引渡し又は役務の提供(商品引換券等に係る商品の引渡し又は役務の提供を他の者が行うこととなっている場合における当該商品引換券等と引換えにする金銭の支払を含む。以下「商品の引渡し等」という。)を了していない商品引換券等(有効期限を経過したものを除く。以下「未引換券」という。)があるときは、その未引換券に係る商品の引渡し等に要する費用の額の見積額として、一定の区分に応じそれぞれに掲げる金額に相当する金額を当該各事業年度の損金の額に算入することができるものとする。この場合において、その損金の額に算入した金額に相当する金額は、翌事業年度の益金の額に算入する

上記の通達は、「商品券、ギフト券、プリペイドカード」などの「前払式支払手段」と呼ばれるものの取扱いである。基本的には「使切り型」「減算型(図書カードなど)」を対象として作成されている。ただしインターネットの普及等により、いわゆる電子マネーのようなチャージ式なども出現してきている。チャージ式のものであっても、従来の「前払式支払手段」と同様、① 発行時(チャージ時)に金銭を受取り、② そのチャージした価値相当の商品等の引換えをすることについては、変わらないのでこの通達の内容で取り扱うこととなるが、これほどIT化がすすむと、個別管理も容易となり、現在、ただし書きの内容の収入時預り金処理、決済時収益計上も可能となる。

また、本問でいう「未利用残高」については、基通2-1-39 のただし書き内容より、5年目で収益計上することが一般的なようである。

問 2

ご存じのように、費用については、償却費以外は債務確定主義を採る。

債務確定主義は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする

- ① その事業年度終了日までにその費用に係る債務が成立していること。
- ② その事業年度終了日までにその債務に基づいて具体的給付原因となる事実が発生していること。
- ③ その事業年度終了日までにその金額を合理的に算定することができるものであること。
 - (株) Bの事業年度(平成27年7月1日から平成28年6月30日)

… 代金は支払済み。

- (1)1 テレビCM費用の処理
 - ① タレントの出演料… 代金も支払済み。
 - ② CM作成費用 ··· 代金も支払済み。 〉 給付原因 (TVCM) は翌期) → 債務未確定

相目///四(I V O WI)(3 亚/州) · [647)

(1)2 見本品の製作費用の処理

広告宣伝用資産 (仮に、「計算問題」で出題された場合を想定すれば、容易に思いつくはず。)

(2) 保険料の処理

③ 広告料

国税庁HP《質疑応答事例》の内容

短期の損害保険契約に係る保険料を分割で支払った場合の税務上の取扱い

【照会要旨】

法人(年1回7月決算)が、20X1年7月20日に損害保険契約(保険期間:20X1年7月20日~20X2年7月19日)を締結し、 保険料5,000千円を10回の分割払とし、契約日に第1回分として500千円を支払った場合に、当該契約日の属する事業年度 において、保険料の全額(5,000千円)を損金に計上できますか。

【回答要旨】

保険料の全額を契約日の属する事業年度において損金に計上することはできません。

なお、当該事業年度に支払った第 1 回分の保険料 500 千円については、継続適用を要件として次の方法のうちいずれかを採用できます。

① (借方)保険料 164,383円 (貸方)現金預金 500,000円 前払費用 335,617円

② (借方)保険料 500,000円 (貸方)現金預金 500,000円

(理由)

- ① 損害保険契約にあってはその契約を締結しただけでは債務が確定したということはできず、保険期間の経過に従って債務が確定すると考えられること。
- ② 法人税基本通達 2-2-14((短期の前払費用))は、当該事業年度に支出した費用のうちまだ役務の提供を受けていない部分についての取扱いを定めたものであり、当該事業年度に支出していない費用のうちまだ役務の提供を受けていない部分の金額の損金計上まで認める趣旨ではないこと(したがって、未払の4.500千円を損金の額に算入することはできません。)。

理 論(合格ライン)

問1

- (1) 意義…益金の額、損金の額は、問題文の指示であるため、正確に書くべきである。(10点)
- (2) カード代金及び追加チャージ代金の収益計上時期
- (3) 発行時又はチャージ時に収益計上すべき場合の見積原価の適否 $2 \sim 4$ 点
- (4) 未利用残高の収益計上時期
- (5) 手数料の収益計上時期 ほぼ完ぺき答案が望ましい。(3点)

問1 13~17点

問2 広告宣伝関係

- (1) テレビCM費用の処理 (仕訳は正解すること。) 5~8点
- (2) 見本品の製作費用の処理 (仕訳は正解すること。) 5~8点
- (3) 保険料の処理 (仕訳は正解すること。) 5~8点

上記採点を単に集計すると、28~41点となるが、ボーダーラインは30点、合格確実ラインは35点と思われる。

〔第二問〕

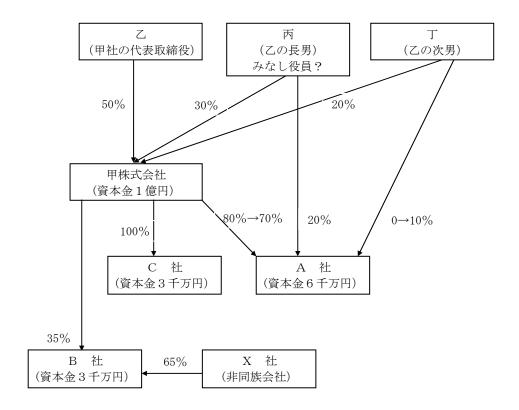
昨年度同様、難易度は低いと思われる。

また、所得金額までであり、税額計算はなかった。

しかし、やはり答案用紙に特徴があり、答案用紙の計算過程欄のスペースが少なく、計算式を工夫する必要がある。 また、誤植か、勘違いかは不明であるが解答不能と思われるものがある。

【資料1】【資料2】より

甲社の概要等



- (1) 甲社は、乙個人グループによる同族会社に該当する。 資本金の額及び株主構成から、甲社は中小法人、中小企業者に該当する。
- (2) 甲社、A社及びC社は、完全支配関係にある。 したがって、甲社が有するC社株式及びA社株式は完全子法人株式等に該当する。
- (3) 甲社が有するB社株式は、保有割合から関連法人株式等に該当する。

【資料3】 甲社の会計上及び税務上の処理方法

- (1) 法22④の表現 ・・・ 抽象的すぎると思われる。
- (2)(3)は、【資料4】で再確認できる
- (4) 移動平均法・・・ あまり意味はなかったような…
- (5) 法定償却方法
- (6) 資本的支出の指示。 原則の「新たな取得」で処理すること。

【資料4】 甲社の当期決算に係る留意事項

1. 別表五口抜粋

別表五二の読み取り

納税充当金支出事業税等、損金計上納税充当金

仮払税金認容 → 損金計上法人税、損金計上住民税

2. A社との取引

(1) 中古機械装置の取得

会社処理	(機械装置)	3, 000, 000	(現金預金)	5, 000, 000
云红处垤	(寄附金)	2,000,000		

- ① D5のこの資料とD8の資料が異なっており、解答不能に近い。
- ② 甲社とA社は完全支配関係にあるが、個人である乙グループによる完全支配関係であり「法人による完全 支配関係」とはならない。そのため、寄附金は「その他」に区分される。
- ※ A社側の資料は無関係であるが、「甲社の事業供用日」の確認をする。
- (2) 甲社はA社株式を適正価額で乙の次男丁に譲渡しているが、支配関係に変動はなく、譲渡損益も適正とある。 何のための資料だったのだろうか?

3. 甲社からC社への土地譲渡

(1) 甲社の処理

田址加珊	(未収入金)	400, 000, 000	(土	地)	150, 000, 000
甲社処理			(譲渡	度 益)	250, 000, 000

(問題文上の処理)

甲社処理	(雑 損 失)	250, 000, 000	(未収入金)	250, 000, 000
	^			

完全支配関係にある法人に対する寄附金 ⇒ 全額損金不算入

譲渡した土地は直前簿価が10,000,000円以上であるため、譲渡損益調整資産に該当する。 そのため、譲渡益相当額を譲渡損益調整勘定繰入額として、損金算入することになる。

(2) C社の処理

C社処理	(土	地)	400, 000, 000	(未払金)	150, 000, 000
し紅処理				(土地受贈益)	250, 000, 000

(問題文上の処理)

C社処理	(土地受贈益)	250, 000, 000	(土	地)	250, 000, 000
0 11/0-1	(10)	200, 000, 000	\ 	-0/	200, 000, 000

C社が取得した土地について、受贈益で圧縮する処理は認められないため、取得価額は400,000,000円である。

4. 当期中に甲社が受けた配当金

(1) 配当等

配当等の区分は間違えてはならない。

A社株式… 完全子法人株式等、B社株式は関連法人株式等

(2) 控除負債利子

資料から「原則法(総資産按分法)」となる。

- ① 当期支払負債利子 売上割引料の取扱い
- ② 総資産簿価

貸倒引当金の表示が不明確である。模範解答は注記(又は貸方表示)として、総資産簿価に影響させていない。資料が「会社計算上の総資産の帳簿価額等」とあり、一見「借方表示」とも読み取れるが、「借方表示」の場合「△1,600,000円」などと記載すべきであると考える。

(3) 所得税額控除

単に集計するだけで容易である。

(4) K社株式の期末評価

K社株式は、非支配目的株式等である旨は、判明するが「売買目的有価証券」に該当するか否かは定かではない。したがって、評価損が生じているが、「その他有価証券」に該当するものとして調整は行っていない。

【資料3】にある「公正妥当な会計処理基準」から推察して、全部(部分)純資産直入法による処理も考えられるが、資料不足である。

5. 貸倒引当金

(1) 個別貸倒引当金

「破産手続き開始の申立て」から「形式基準」の適用があるが、その「申立て」の通知が「決算手続き中」に届いたという文言から、「翌期」に「申立て」を行ったものとして、当期では不可として解答は作成している。

ただし、通知が「決算手続き中」に届いたにすぎず、実際の申立ては「当期」に行われていると考えることもできるため、個別貸倒引当金を繰り入れる別解も考えられる。

別 解 (1) 繰入限度額 10,000,000×50%=5,000,000円

(2) 繰入超過額 $(7,700,000-2,900,000)-5,000,000=\triangle 200,000 \rightarrow 0$

(2) 一括貸倒引当金

基準年度変更後、「実質的に債権とみられない金額」の簡便法について、とうとう、出題されなかった。 また、実積率の計算もなく、いたって、平易な問題である。

もっとも、「個別貸倒引当金」の別解による場合には、債権額が10,000,000円少なくなるため、繰入超過額を520,000円とする別解も考えられる。

6 減価償却

(1) 冷暖房設備

【資料3】より、資本的支出は「新たな取得」によることとなる。

その場合、平成28年4月1日以後取得の「建物附属設備」は「定額法」である。

※ 模範解答には記載しなかったが、本体の処理について矛盾がある。

資料によると取得価額50,000,000円、前期末減価償却累計47,662,626円であるので、前期末簿価は2,337,374円となり、取得価額の5%相当額 2,500,000円を下回っている。

したがって、前期末において5%に達しているとして、償却超過額が162,626円生じているはずである。 そして、当期より5年均等ですべきである。

ところが、問題資料には、「前期以前及び当期の減価償却費の計算は適正に行われている。」とある。 矛盾を感じる。

(2) 中古機械の取得(移設費用)

前述したように、問題文に矛盾がある。

模範解答は、本体の取得価額は時価である3,000,000円を用いている。

(そうしないと「寄附金」に矛盾が生ずる。)

また、移設費用は取得価額を構成するが、会社計上償却費については、D8の内容である見積耐用年数で行っているとして、模範解答を作成している。

本体の償却費について、解答不能として、この移設費用のみで調整する別解も考えられる。

7. 海外視察旅行に係る処理

(海外渡航費) 基通9-7-6 (アンダーラインは引用者)

法人がその役員又は使用人の海外渡航に際して支給する旅費(仕度金を含む。)は、その海外渡航が当該法人の業務の遂行上必要なものであり、かつ、当該渡航のため通常必要と認められる部分の金額に限り、旅費としての法人の経理を認める。したがって、法人の業務の遂行上必要とは認められない海外渡航の旅費の額はもちろん、法人の業務の遂行上必要と認められる海外渡航であってもその旅費の額のうち通常必要と認められる金額を超える部分の金額については、原則として、当該役員又は使用人に対する給与とする。

したがって、業務の遂行上、必要でないと認められる部分270,000円は役員給与となる。 (乙は代表取締役であり、丙は経営従事者(みなし役員?))

8. デリバティブ取引

模範解答は、問題文の内容から時価ヘッジとして解答している。

ただし、具体的な処理が不明であるため繰延ヘッジとする解答も認められると思われる。

9. その他

調整事項が少ないため、1箇所あたりの配点が大きくなっている。

そのため、1つのケアレスミスが、致命傷となりうる。

また、読めない字(金額)は、ここぞとばかりに採点対象外とされると思われる。

答案用紙のスペースが少ないため、計算過程に工夫が必要となる。

<計算全体>

問1 甲社

- (1) 正答して欲しい項目(別解の可能性がない部分)
 - ① 租税公課(損金計上法人税、住民税、納税充当金。納税充当金支出事業税等、仮払税金認容) 計15点
 - ② 減価償却超過額(冷暖房・資本的支出) 3点
 - ③ 役員給与の損金不算入額 3点
 - ④ 譲渡損益調整勘定繰入額 3点
 - ⑤ 寄附金(完全支配関係) 3点
 - ⑥ 所得税額控除 3点
 - ⑦ 別表四最終値 1点

以上31点

- (2) その他 (別解の可能性がある部分)
 - ① 減価償却(機械装置) 1点
 - ② 貸倒引当金(個別、一括) 計6点
 - ③ 受取配当等の益金不算入 3点
 - ④ デリバティブ取引(利益計上もれ、評価損認容) 計4点

以上14点

問2 C社

完ぺきな解答が望ましい。(5点)

問1のうち、(1) 正答して欲しい項目 (31点)及び問2 (5点)が最低ラインと考えられる。ボーダーラインは36点、合格確実ラインは42点だと思われる。

〔予想合格ライン〕

理論	計算	合 計
30~35点	36~42点	66~77点

第66回 税理士試験講評〔合格ライン〕

1 合格ライン

簿記論

	`
第一問	13~15 点
第二問	12~14 点
第三問	21~24 点
合 計	46~53 点

所得税法

_)
	第一問	29~35 点	
	第二問	37~40 点	
	合 計	66~75 点	

相続税法

第一問	35~42 点	
第二問	35~39 点	
合 計	70~80 点	_

財務諸表論

<i>(</i>		/
第一問	理論	16~18 点
第二問	理論	6~8点
第三問	計算	33~35 点
合計		55~61 点

法人税法

/			`
	第一問	30~35 点	
	第二問	36~42 点	
	合 計	66~77 点	

消費税法

第一問	34~39 点
第二問	30~36 点
合 計	64~75 点

【第一問】

問1は商品売買の会計処理、問2は税効果の処理が出題された。問1は3分法、売上原価対立法を中心に正確な解答が要求される。総記法の解答が出来れば有利となるであろう。なお、その都度後入先出法など、手間の掛かる箇所は飛ばして良いものと思われる。問2は税率の変更がポイントとなるが、まずは税率変更が絡まない箇所を中心に点数を確保しておきたい。

【第二問】

簿記論

財務諸

表

全て仕訳問題で出題され、解答用紙も4枚あるためボリュームは多くなっている。問1のリース会計は多くの箇所が解答可能であるが、ボリュームの関係もあり、最後まで解答するのは容易ではなかったものと思われる。問2のソフトウェアは一部を除き解答し易い問題であった。問3の資産除去債務は割引率の算定などで手が込んでおり、点数を稼ぐのは困難であろう。

【第三問】

決算整理後残高試算表の空欄補充形式による一般的な総合問題であった。不明な資料を推定する箇所があり、そのあたりで手の込んだ問題となっていた。普通預金、商品、売掛金の処理など、問題の前半は相当に難易度が高くなっている。投資有価証券以降で解答可能な箇所が多く出て来るので、そのあたりを中心に解答して欲しい問題であった。

(理論)

(埋部

[第一問] 包括利益を中心とした問題は、テキストでの説明内容であり、答練などでも出題して いた内容であったので高得点が期待される。

[第二問] 外貨建取引等会計処理基準からの問題は細部にわたる問題であり正解を導きだすこと が難しく、得点できるところが限られてくるであろう。

(計算)

近年の〔第三問〕は、問題量が多く、かつ、内容的にも難易度の高い問題が続いていたが、本年は全体的にオーソドックスな問題が多く、分量的にも押さえられていたため、解きやすい問題であったと思われる。基本的に項目に対し、いかにミスなく、正確に解答できていたかどうかがポイントとなる。

〔理論〕

所得

税

問1は2問出題され、1.「出国の場合の確定申告」と2.「国外転出の場合の譲渡所得の特例」である。1. はズバリ理論問題集の応用第 16 問の⑤を中心に答えれば合格答案である。授業でも日頃からこの論点を意識するようにする必要があると指摘していた箇所なので、書けたと思われる。反対に2. は未学習分野であったため、書けなかったのではと思われる。平成 27 年に創設された条文であり、おさえていた受験生は少ないと思われる。間2は「事業上以外の債権の回収不能の取扱い」である。こちらもズバリ理論問題集の基礎第 19 問の①以外を答えれば合格答案になる出題であった。問1の1. 及び問2は直前予想のAランクに掲げており、重要理論からの出題であるため、高得点が必要と思われる。

[計 算]

本年度は総合問題が1問と個別問題が1問出題された。問1は、申告納税額までを求める総合問題であり、不動産所得中心の6所得、8所得控除、配当控除、源泉徴収税額の精算などが出題されたが、すべて、基礎論点中心であり、ボリュームも抑えた出題であった。間2は、課税所得金額までを求める総合問題であり、所得は6種類出題された。ただ、ほとんどが転記するだけであり、唯一の論点は、損益通算と雑損控除であるがすべて基本的な出題であった。2問とも、ボリュームも難易度も少なく、高得点が必要と思われる。

第一問

問1 プリペイドカード

益金の額、損金の額の意義は完璧に記載すべきであり、それらに即した形で収益計上 時期など記載することとなる

間 2

ĮH.

法

人税法

- (1) 広告宣伝費、見本品、保険料など前払費用に関連する問題であった。
- (2) 広告宣伝費、保険料は難易度は高いと思われる。 各間に仕訳が出題されたので類推できたかもしれない。

第二問

資料の読み取りが難しく、また、解答不能のものもあった。

問1 調整項目が少ないため、配点が大きいと思われる。

租税公課、譲渡損益調整勘定、資本的支出(冷暖房設備)、所得税額控除など基本的 な論点を取りこぼさなければ、合格可能性は高いと思われる。

問2 難解な論点ではないため、正解が望ましい。

第一問

問1

債務控除についての出題であった。(1)については、適用対象者及び範囲を解答し、(2)については控除すべき債務について解答する。理論問題集のとおり正確に解答できているかどうかがポイントになると思われる。

問 2

相続税法

各納税義務者における相続税の期限内申告書の納税地及び提出期限についての事例形式の出題であった。(1)は納税地について、(2)は相続税の期限内申告書について解答する。いずれも理論問題集にある内容を解答すれば十分である。また、(3)については、納税義務者の判定及び申告書の提出期限を正確に判断できたかがポイントとなる。

第二問

難易度としては昨年よりも、全般的に易しくなっている印象を受けるが、問題量が多く、 財産評価以外の箇所での解答に手間取る問題が見受けられた。また、答案用紙の形式も少 し異なっていたため、その分時間を要したものと思われる。

M社株式、贈与税額控除、教育資金及び平成 28 年分の贈与税の計算以外の箇所で、確実 に点数を拾えているかがポイントであると考える。

第一問

問1

(1)の「相続があった場合の納税義務の免除の特例」は理論問題集をそのまま解答する問題であったことから解答できたと思う。しかし(2)の役務提供に係る国内取引の判定は施行令の部分は理論問題集にない部分であることから解答できないと思う。(2)については「電気通信利用役務の提供」が解答できているかどうかがポイントと思う。

間 2

消費税法

事例問題が出題されたがいずれも取引の判断に迷う部分はなかったと思う。各事例の 取引の区分が正答できていることがポイントと思う。根拠については(6)を除き解答用紙 の行数が少ないことから簡潔に要領よく解答しなければならない。

第二問

本試験において初めて全額控除の問題が出題されました。また、新設合併、吸収合併が 絡む問題となっており難易度の高い問題でした。従って、差引税額を合わせることができ ないと思う。

落ち着いて1つ1つの内容を丁寧に解答し得点を積み上げた方が合格ラインに達していると思われる。